

作成	建設局下水道河川部	資料
提出	平成24年7月18日	下-2

札幌市下水道条例新旧対照表

札幌市下水道条例（昭和 34 年条例第 4 号）新旧対照表

現 行	改 正（案）	備 考
<p>第 1 章（省略）</p> <p>第 2 章 管理</p>	<p>第 1 章（現行のとおり）</p> <p>第 2 章 管理</p> <p><u>（公共下水道の構造の基準）</u></p> <p>第 4 条 <u>公共下水道の構造は、法第 7 条第 1 項に規定するもののほか、次項から第 4 項までに定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>2 <u>排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 4 項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p><u>（2）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</u></p> <p><u>（3）屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>（4）下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>（5）地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。</u></p> <p>3 <u>排水施設の構造の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</u></p> <p><u>（2）流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>（3）暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</u></p>	<p>第 2 次一括法による下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造の基準を条例で定めることとなったため、条項を追加。</p> <p>なお、同様に条例で基準を定めることとなった流域下水道については、本市に存在しないため、定める必要がないものである。</p> <p>下水道法施行令第 5 条の 8 を参酌して、条例で制定。</p> <p>下水道法施行令において、国土交通省令で定められている内容については、極めて技術的細則に及ぶ内容であることから、規則において定める。</p> <p>下水道法施行令において、国土交通大臣告示で定められている措置を、規則で定める。</p> <p>令第 5 条の 9 を参酌して、条例で制定。（令をそのまま引用）</p> <p>※令で国土交通大臣が定める数値を規則で定める。</p>

	<p><u>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</u></p> <p><u>(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。</u></p> <p>4 <u>第2項に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</u></p> <p><u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</u></p> <p><u>（終末処理場の維持管理）</u></p> <p>第4条の2 <u>法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</u></p> <p><u>(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p> <p><u>(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(5) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止を努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p><u>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</u></p>	<p>令第5条の9を参酌して、条例で制定。（令をそのまま引用。ただし、本市において流域下水道は存在しないため、令第5条の9第6号は、引用しない）</p> <p>令第5条の10を参酌して、条例で制定。（令をそのまま引用）</p> <p>※令で国土交通大臣が定める措置を規則で定める。</p> <p>令第5条の11を参酌して、条例で制定。（令をそのまま引用。）</p> <p>第2次一括法による下水道法の改正に伴い、終末処理場の維持管理が条例委任となったため、条項を追加。</p> <p>令第13条参酌して、条例で制定。（令をそのまま引用）</p> <p>※令で国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を規則で定める。</p>
--	--	---

<p>(し尿の排除の制限)</p> <p><u>第4条</u> 公共下水道へのし尿の排除については、水洗便所（污水管が終末処理場を有する公共下水道に連結されているものに限る。）によつて、これを行わなければならない。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(し尿の排除の制限)</p> <p><u>第4条の3</u> 公共下水道へのし尿の排除については、水洗便所（污水管が終末処理場を有する公共下水道に連結されているものに限る。）によつて、これを行わなければならない。</p> <p>(以下、現行のとおり)</p>	<p>条項追加による規定整備。 第4条を第4条の3に改める。</p>
--	--	--

札幌市下水道条例施行規則 新旧対照表

札幌市下水道条例施行規則（昭和 34 年規則第 21 号）新旧対照表

現 行	改 正（案）	備 考
<p>第 1 章 総則（省略） 第 2 章 管理</p>	<p>第 1 章 総則（現行のとおり） 第 2 章 管理</p> <p><u>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</u></p> <p>第 3 条 <u>条例第 4 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水設備及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。</u></p> <p><u>(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</u></p> <p><u>(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有するものにあつては、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 下水道法施行令第 6 条に規定する基準</p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>平成 20 年国土交通省告示第 334 号に定める方法により検出した値について、大腸菌が検出されないこと、かつ、濁度が二度以下であること</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの</u></p> <p>第 3 条の 2 <u>条例第 4 条第 2 項第 5 号に規定する規則で定める措置は、耐震性能（平成 17 年国土交通省告示第 1291 号に定める耐震性能をいう。以下同じ。）を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。</u></p> <p><u>(1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第 4 号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</u></p> <p><u>(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</u></p> <p><u>(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれのある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽</u></p>	<p>地域主権改革に伴う条例改正により、規則に委任した条項を追加。</p> <p>下水道法施行規則第 4 条の 3 を参酌</p> <p>※平成 20 年 3 月 21 日国土交通省告示第 334 号に定める方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大腸菌：特定酵素基質培地法 ・濁度：比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法又は透過散乱法 <p>同上。</p> <p>平成 17 年 10 月 26 日国土交通省告示第 1291 号を参酌</p>

	<p><u>減のための措置</u></p> <p><u>(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置</u></p> <p><u>(排水施設の構造の基準)</u></p> <p><u>第3条の3 条例第4条第3項第1号に規定する規則で定める数値は、次の各号に定めるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 排水管の内径 100 ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30 ミリメートル）</u></p> <p><u>(2) 排水渠の断面積 5000 平方ミリメートル</u></p> <p><u>(処理施設の構造の基準)</u></p> <p><u>第3条の4 条例第4条第4項第2号に規定する規則で定める措置は、次のように定める。</u></p> <p><u>(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置</u></p> <p><u>(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置</u></p> <p><u>(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置の設置その他の措置</u></p> <p><u>(終末処理場の維持管理)</u></p> <p><u>第3条の5 条例第4条の2第6号に規定する規則で定める措置は、次のように定める。</u></p> <p><u>(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置</u></p> <p><u>(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置</u></p> <p><u>(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散</u></p>	<p>同上。</p> <p>平成 16 年 3 月 12 日国土交通省告示第 262 号を参酌</p> <p>同上。</p> <p>平成 24 年 2 月 21 日国土交通省告示第 186 号を参酌</p> <p>同上。</p> <p>平成 24 年 2 月 21 日国土交通省及び環境省告示第 1 号を参酌</p>
--	--	--

<p>(排除制限の特例)</p> <p><u>第3条</u> 条例第5条第1項に規定する市長が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項に規定する市長が定める水量は、1日当たりの平均的な水量が1,000立方メートル未満のものとする。</p> <p>(1) 水素イオン濃度</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量</p> <p>(3) 浮遊物質量</p> <p>(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉍油類含有量</p> <p>イ 動植物油脂類含有量</p> <p>(以下、省略)</p>	<p><u>及び流出の防止等の措置</u></p> <p>(排除制限の特例)</p> <p><u>第3条の6</u> 条例第5条第1項に規定する市長が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項に規定する市長が定める水量は、1日当たりの平均的な水量が1,000立方メートル未満のものとする。</p> <p>(1) 水素イオン濃度</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量</p> <p>(3) 浮遊物質量</p> <p>(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉍油類含有量</p> <p>イ 動植物油脂類含有量</p> <p>以降の条文については、条文追加による規定整備のため、上記同様に番号を繰り下げる。</p> <p>(以下、現行のとおり)</p>	<p>条項追加による規定整備。</p> <p>第3条を第3条の6に改める。</p>
--	--	---